

利 用 料 金 表

佐賀県ヨットハーバー

○保管施設利用料

区分	利用単位		利用料金	
			利用者	減免対象者
浮棧橋	長さ5m未満の船舶	1日	850	
		1月	9,490	
	長さ5m以上7m未満の船舶	1日	1,080	
		1月	11,880	
	長さ7m以上9m未満の船舶	1日	1,380	
		1月	14,240	
	長さ9m以上の船舶	1日	1,830	
		1月	18,990	
艇置場	一艇あたり	1日	660	330
		1月	8,800	4,400
		1年	88,000	44,000
備考				
【浮棧橋】				
・浮棧橋の1日利用料金は入港時から翌日午前中までの料金とする				
・浮棧橋の利用艇長は全長50フィートまでとする				
・利用3時間前までに電話にて申込み、入港後事務所にて入港手続き及び利用料の支払を完了する				
【艇置場】				
・小型ヨットを原則とし、それ以外は所長が許可したものとする				
・大型クルーザー(固定キール)の陸上保管は行わない				
・1か月以上の艇置利用料金は利用月前月の末までに支払いを完了する				

○会議室利用料

区分	利用単位		利用料金	
			利用者	減免対象者
2階研修室(大)	午前(9:00~13:00)		4,400	2,200
	午後(13:00~17:00)		4,400	2,200
	終日(9:00~17:00)		8,800	4,400
	超過料金(1時間あたり)		1,650	830
2階研修室(中)	午前(9:00~13:00)		3,840	1,920
	午後(13:00~17:00)		3,840	1,920
	終日(9:00~17:00)		7,680	3,840
	超過料金(1時間あたり)		1,440	720
3階研修室(小)	午前(9:00~13:00)		3,080	1,540
	午後(13:00~17:00)		3,080	1,540
	終日(9:00~17:00)		6,160	3,080
	超過料金(1時間あたり)		1,160	580
備考				
・冷暖房の利用については別途利用料を徴収する				
・連続日での利用時の使用備品夜間保管は、その間の利用者がいないことを前提に無料とする				

○その他施設利用料

区分	利用単位	利用料金	
		利用者	減免対象者
浴室	風呂	220	110
	シャワー	110	
		高校生以下50円	
宿泊	学生(大学生以下)	440	220
	上記の引率者	1,100	550
	成人の一般利用	1,500	

備考

【浴室・シャワー】

- ・浴場(風呂)は大人5名以上、大学生以下10名以上から利用可能とする
- ・浴場(温水シャワー含む)の利用は利用30分前までの申し込みとする

【宿泊】

- ・宿泊は学生10名以上、又は一般成人5名以上から利用可能とする。
- ・宿泊日の15日前までの申し込みとする
- ・寝具は寝袋等の持ち込みを原則とするが、事前申し込みによるレンタルも可

レンタル寝具:夏用(5月~9月)1500円 冬用(10月~4月)1800円

○附属設備等利用料

区分	利用単位	利用料金	
		利用者	減免対象者
給水施設	30分	330	
給電施設	1時間	110	
冷暖房装置	2階研修室(大)	1時間	330
	2階研修室(中)	1時間	290
	3階研修室(小)	1時間	230

備考

- ・給水・給電設備の利用希望者は事前に事務所への利用申し込みが必要

○救助艇利用料

区分	利用単位	利用料金	
		利用者	減免対象者
救助艇	半日	2,000	1,000
	終日	4,000	2,000

備考

- ・利用については事前に県有艇利用申し込み書を提出し所長が適当と認めたもの
- ・別途燃料代(県有艇利用申込書参照)を徴収する。

【減免対象者】

- ①佐賀県が定める施設利用料の減免対象者(別紙のとおり)
- ②佐賀県居住者の就学者(大学生以下)
- ③その他佐賀ヨットハーバー共同企業体所長が必要と認める場合